

ロシア連邦

連邦法

連邦法「ロシア連邦からの出国およびロシア連邦への入国の手続きについて」第25条の6および連邦法「ロシア連邦における外国人の法的地位について」の改正について

国家院（下院）採択 2024年10月15日

連邦院（上院）承認 2024年10月23日

第1条

1996年8月15日付連邦法第114-FZ号「ロシア連邦からの出国およびロシア連邦への入国の手続きについて」（ロシア連邦法令集、1996、No.34、掲載番号4029；2003、No.2、掲載番号159；2006、No.31、掲載番号3420；2010、No.21、掲載番号2524；No.52、掲載番号7000；2011、No.13、掲載番号1689；No.17、掲載番号2321；2012、No.53、掲載番号7628；2013、No.27、掲載番号3477；No.30、掲載番号4036；No.52、掲載番号6955；2014、No.16、掲載番号1828；2015、No.1、掲載番号75；No.48、掲載番号6709；2016、No.28、掲載番号4558；2017、No.24、掲載番号3480；No.27、掲載番号3928；2019、No.25、掲載番号3164；2020、No.15、掲載番号2242；2021、No.22、掲載番号3680；No.27、掲載番号5098；2022、No.29、掲載番号5238、5324；No.50、掲載番号8795）第25条の6の第1項に、「およびそれに続く当該ビザの有効期間1年間までの延長」という文言を追加する。

第2条

2002年7月25日連邦法第115-FZ号「ロシア連邦における外国人の法的地位について」（ロシア連邦法令集、2002、No.30、掲載番号3032；2003、No.46、掲載番号4437；2006、No.30、掲載番号3286；2008、No.19、掲載番号2094；No.30、掲載番号3616；2009、No.23、掲載番号2760；No.26、掲載番号3125；2010、No.21、掲載番号2524；No.31、掲載番号4196；No.52、掲載番号7000；2011、No.1、掲載番号29；No.27、掲載番号3880；No.49、掲載番号7061；2012、No.53、掲載番号7645；2013、No.27、掲載番号3461、3477；No.30、掲載番号4057；No.52、掲載番号6951；2014、No.16、掲載番号1828；2016、No.1、掲載番号58；2017、No.17、掲載番号2459；No.24、掲載番号3480；2018、No.1、掲載番号82；No.53、掲載番号8433、8454；2019、No.31、掲載番号4416；2020、No.31、掲載番号5027；No.42、掲載番号6516；2021、No.1、掲載番号56；No.9、掲載番号1469；No.27、掲載番号5102、5185；2022、No.14、掲載番号2200；No.27、掲載番号4608；No.29、掲載番号5204、5324；2023、No.25、掲載番号4404；No.29、掲載番号5334；2024、No.1、掲載番号29；No.33、掲載番号4949）に以下の変更を加える：

1）第6条第3項第4号を以下の文言に変更する：

「4）ロシア連邦に定住しているロシア連邦市民と一時滞在許可申請提出日までに3年間以上婚姻関係にある、またはロシア連邦に定住しているロシア連邦市民と婚姻関係にあり、同人との間にその婚姻中に誕生した（養子縁組された）子供がある [外国人に対して]、一配偶者であるロシア連邦市民の住所があるロシア連邦構成主体において；」；

2）第7条第1号において：

a) 第12号を以下の文言に変更する：

「12) 一時滞在許可取得の根拠となった婚姻関係をロシア連邦市民との間で結んだが、その婚姻関係が破棄されたまたは裁判所によって無効とされた；」；

b) 以下を内容とする第16号を追加する：

「16) ロシア連邦に定住しているロシア連邦市民との婚姻関係において誕生した（養子縁組された）子供またはロシア連邦の市民権を有しロシア連邦に定住している子供の存在を前提とした根拠により一時滞在許可を取得したが、発効した裁判所決定によってその子供に対する親権を剥奪されたまたは制限されたか、養子縁組を取り消されたか、当該の外国人についての情報が当該の子供の出生証明書の記載から削除された。」；

3) 第8条第2項において：

a) 第4項を以下の文言に変更する：

「4) 親（養親、後見人、保佐人）、またはロシア連邦に定住しているロシア連邦市民との婚姻関係において誕生した（養子縁組された）子供もしくはロシア連邦の市民権を有しロシア連邦に定住している成人した子供を有する外国人；」；

b) 以下を内容とする第23および第24号を追加する：

「23) ロシア連邦の市民権を有しロシア連邦に定住していて、そのもう一人の親がロシア連邦の市民権を有しているような子供を有する外国人、ただし当該の外国人が、当該の子供とロシア連邦領内に同居し、その扶養、養育に係わっている、または当該の外国人がロシア連邦領内において当該の子供の母親（父親）と同居し、居住許可証交付申請書提出日までの3年間以上彼女（彼）と同じ家計を営んでいるという、裁判所手続きにより証明された事実が存在することを条件とする；

24) ロシア連邦の市民権を有しロシア連邦に定住している子供の唯一の親（養親）である外国人。」；

4) 第9条において：

a) 第1項第12号を以下の文言に変更する：

「12) ロシア連邦市民との間で、居住許可証取得の根拠となった婚姻関係を結んだが、その婚姻関係が破棄されたまたは裁判所によって無効と認定された；」；

b) 第6項を以下の文言に変更する：

「6. ロシア連邦の市民権を有しロシア連邦に定住している子供を有する外国人に対して本連邦法第8条第2項第4、23または24号にしたがって交付された居住許可証は、発効した裁判所決定によって、当該の外国人の当該の子供に対する親権が剥奪もしくは制限された場合、または当該の外国人に関する情報が当該の子供の出生証明書の記載から削除された場合、無効とされる。」。

第3条

本連邦法は、それが公布されたから90日が経過した時点で発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2024年10月26日

第358-FZ号